

伊 勢 市 公 報

第 266 号
平成 28 年 12 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則	8
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	13
告 示	
○ 熊本県の一部の地域における地方税に関する申告期限等の指定について	17
○ 市議会定例会の招集について	18
○ 平成 28 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	19
○ 伊勢都市計画学校の変更について	37
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	38
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	39
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	40
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	41
○ 不動産等の最高価申込者決定の公告	44
○ 犬の抑留について	45
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	46
○ パブリックコメントの実施について	48
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの実施について	51
○ パブリックコメントの実施について	54

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 61 号

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市保健福祉会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「に基づき伊勢市保健福祉会館（以下「保健福祉会館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「の施行に関し、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第 2 条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条中「保健福祉会館」を「伊勢市保健福祉会館（以下「保健福祉会館」という。）」に、「使用又は利用（以下「使用等」という。）」を「利用」に、「伊勢市保健福祉会館使用等許可申請書」を「伊勢市保健福祉会館利用許可申請書」に、「市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）」を「指定管理者」に改める。

第 3 条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条中「市長等」を「指定管理者」に、「使用等の」を「利用の」に、「伊勢市保健福祉会館使用等許可書」を「伊勢市保健福祉会館利用許可書」に改める。

第 4 条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）」を「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、同条第 1 号中「使用等施設の内外を問わず指定区域外」を「所定の場所以外」に改める。

第 5 条の見出し中「使用後」を「利用後」に改め、同条中「使用者等」を「使用者」に、「使用等」を「利用」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（施設の損傷等の届出）

第 6 条 利用者は、保健福祉会館の施設、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示するところに

従いこれを原状に回復しなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

伊勢市保健福祉会館利用許可申請書

年 月 日

(宛先) (指定管理者)

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

次のとおり伊勢市保健福祉会館の利用の許可を申請します。なお、利用に当たっては、利用の条件を守ります。

利用する施設名	伊勢市小俣 保健福祉会館		
利用する室及び設備			
利用の日時	年 月 日 時 から	年 月 日 時	まで
利用の目的及び内容			
利用人員	人		
利用責任者	住所		
	氏名	電話	
備考			

様式第2号（第3条関係）

伊勢市保健福祉会館利用許可書

年 月 日
第 号

様

(指定管理者)



年 月 日付けで申請のあった伊勢市保健福祉会館の利用については、次のとおり許可します。

利用する施設名	伊勢市小俣 保健福祉会館	
利用する室及び設備		
利用等の日時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで	
利用の目的及び内容		
利用人員	人	
利用責任者	住所	
	氏名	電話
利用の条件	1 伊勢市保健福祉会館条例及び同条例施行規則を遵守すること。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の伊勢市保健福祉会館施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 11 月 24 日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市学習等供用施設条例施行規則（平成18年伊勢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条の規定に基づき、伊勢市学習等供用施設（以下「施設」という。）の管理」を「の施行」に改める。

第2条中「施設を利用しよう」を「伊勢市学習等供用施設（以下「施設」という。）を利用しよう」に改め、同条ただし書を削る。

第3条中「教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」を「指定管理者」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会等」を「指定管理者」に改める。

第6条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第7号中「教育委員会等」を「指定管理者」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

<p>伊勢市学習等供用施設利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) (指定管理者)</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び) 代表者</p> <p>下記のとおり利用したいので、許可されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
利 用 の 目 的	
利用の日時期間	<p>年 月 日 時 分から</p> <p>年 月 日 時 分まで</p>
利用施設の名称	
利用予定人員	名
利 用 備 品	<p>1 冷暖房施設 2 机 3 椅子 4 調理器具</p> <p>5 その他 ()</p>
利 用 責 任 者	住所 氏名
備 考	
<p>利用許可の条件 裏面記載の注意事項を厳守すること。</p>	

利 用 者 心 得

- 1 利用開始前に利用許可申請書を提出してください。
- 2 利用者は次の事項を守ってください。
 - (1) 建物その他の物件を汚損し、又は毀損する行為をしないこと。
 - (2) 許可なくして施設内に貼紙、釘打ちなどしないこと。
 - (3) 施設内外を不潔にしないこと。
 - (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) 許可を受けた場所(設備器具を含む。)以外の場所を利用しないこと。
 - (6) 利用後は、速やかに原状に復し、清掃をすること。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。
- 3 次に該当するときは、利用の停止又は許可の取消しをすることがあります。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 設備、備品等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 利用許可申請書に偽りの記載があったとき。
 - (4) 利用許可の目的を変更したり、条件に違反したとき。
 - (5) 管理上支障があると認められるとき。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が不適當であると認めるとき。
- 4 利用中に建物、備品などを損傷又は滅失したときは、利用者はその損害を賠償しなければなりません。
- 5 利用後の火気の始末、清掃、整理に十分注意し、戸締まり等を確認してください。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 11 月 24 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第34号）
の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項を削る。

「

別表第1中

伊勢市市営庭球場	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市倉田山公園野球場	
伊勢フットボールヴィレッジ	
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	
伊勢市市民武道館	
伊勢市宮川スポーツグラウンドA～E	
伊勢市宮川ゲートボール場	
伊勢市二見体育館	使用する日の7日前から当日までの期間
伊勢市二見グラウンド	使用する日の10日前から5日までの期間
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	使用する日の10日前から5日前までの期間
伊勢市二見テニスコート	使用する日の10日前

	から5日前までの期間
伊勢市小俣児童体育館	使用する日の7日前までの期間

「

伊勢市市営庭球場	使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市倉田山公園野球場	
伊勢フットボールヴィレッジ	
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	
伊勢市市民武道館	
伊勢市宮川スポーツグラウンドA～E	
伊勢市宮川ゲートボール場	
伊勢市二見体育館	
伊勢市二見グラウンド	
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	
伊勢市二見テニスコート	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市小俣児童体育館	

を

に改め

」

る。

様式第1号（その4）を次のように改める。

様式第1号（その4） 削除

様式第2号（その3）を次のように改める。

様式第2号（その3） 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の体育施設の使用又は利用（以下「使用等」という。）に係る申請書の提出期限について適用し、同日前の体育施設の使用等に係る申請書の提出期限については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 123 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 27 日伊勢市告示第 59 号において別途告示で定めるとされている期日については、その期限が平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 12 月 25 日までの間に到来するものについて、平成 28 年 12 月 26 日とします。

平成 28 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 124 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 28 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 28 年 12 月 5 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 125 号

平成 28 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業
の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に
より、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、
水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 28 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 28 年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

(1) 業務状況

入院延患者数は、前年同期比（△）4.1%減の 32,977 人（27 年度上半期 34,379 人）、外来延患者数は、前年同期比 0.8%増の 63,910 人（27 年度上半期 63,388 人）、健診者数は前年同期比（△）0.2%減の 6,630 人（27 年度上半期 6,645 人）となりました。

(2) 収益的収支の状況（金額は消費税抜き）

総収益は 3,440,243 千円、総費用は 2,676,234 千円となり、当期純利益は 764,009 千円となりました。

収益の内訳は、医業収益 2,419,893 千円、健診収益 148,777 千円、医業外収益 871,573 千円（うち他会計補助金 350,000 千円、他会計負担金 460,923 千円）となっております。

費用の内訳は、医業費用 2,551,175 千円、健診費用 72,815 千円、医業外費用 52,244 千円となっております。

(3) 資本的収支の状況（金額は消費税込）

収入総額 379,294 千円、支出総額 242,523 千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、他会計負担金 128,824 千円、寄附金 160,200 千円、投資償還金 5,170 千円、出資金 85,100 千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費 61,958 千円（資産購入費 4,026 千円、新病院建設事業費 42,350 千円、給与費 15,582 千円）、企業債償還金 86,918 千円、投資 32,440 千円、基金積立金 61,207 千円となっております。

以上が平成 28 年度上半期の概要であります。

2. 職員に関する事項

（単位：人）

年月日	医 師	医療技術 職 員	看 護 (准) 師	事務職員	その他の 職 員	嘱 託	計
28.3.31	46	74 (1)	193	35	8	86	442 (1)
28.9.30	46	73 (1)	195 (2)	36	9	87	446 (3)

* 医師数に事業管理者を含む。

* () は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

3. 経理の状況

平成28年 4月 1日から

平成28年 9月30日まで

(1) 平成28年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	6,582,402,000	3,457,170,387	3,125,231,613	52.5	
医業収益	5,346,216,000	2,423,964,314	2,922,251,686	45.3	
健診収益	295,894,000	160,671,388	135,222,612	54.3	
医業外収益	940,192,000	872,534,685	67,657,315	92.8	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	6,591,764,000	2,711,459,982	3,880,304,018	41.1	
医業費用	6,243,185,000	2,585,089,250	3,658,095,750	41.4	
健診費用	166,897,000	74,094,211	92,802,789	44.4	
医業外費用	180,582,000	52,276,521	128,305,479	28.9	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	1,321,144,000	379,294,000	941,850,000	28.7	
負担金	128,824,000	128,824,000	0	100.0	
企業債	870,300,000	0	870,300,000	0.0	
寄附金	3,000,000	160,200,000	△ 157,200,000	5340.0	
基金繰入金	60,280,000	0	60,280,000	0.0	
出資金	256,700,000	85,100,000	171,600,000	33.2	
投資償還金	2,040,000	5,170,000	△ 3,130,000	253.4	
(資本的支出)					
資本的支出	1,533,791,000	242,523,221	1,291,267,779	15.8	
建設改良費	1,236,052,000	61,957,932	1,174,094,068	5.0	
企業債償還金	174,179,000	86,917,622	87,261,378	49.9	
投資	60,280,000	32,440,000	27,840,000	53.8	
基金積立金	63,280,000	61,207,667	2,072,333	96.7	

平成28年 4月 1日から
平成28年 9月30日まで

(2) 平成28年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	2,676,233,774	病院事業収益	3,440,243,114
医業費用	2,551,174,777	医業収益	2,419,893,020
給与費	1,487,829,328	入院収益	1,487,208,536
材料費	522,122,627	外来収益	837,055,278
経費	408,693,513	他会計負担金	49,870,000
減価償却費	119,777,422	その他医業収益	45,759,206
資産減耗費	665,500	健診収益	148,777,078
研究研修費	12,086,387	健診収益	148,777,078
健診費用	72,815,246	医業外収益	871,573,016
給与費	50,377,287	他会計補助金	350,000,000
材料費	2,966,145	他会計負担金	460,923,000
経費	15,579,410	その他医業外収益	13,019,999
減価償却費	3,892,404	長期前受金戻入	47,630,017
医業外費用	52,243,751		
支払利息及び 企業債取扱諸費	5,939,678		
雑損失	30,749,313		
医業外雑費	15,554,760		
当期純利益	764,009,340		
合 計	3,440,243,114	合 計	3,440,243,114

平成28年 9月30日

(3) 平成28年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,721,486,248	固定負債	2,505,662,789
有形固定資産	3,430,971,063	企業債	739,782,380
土地	1,287,636,515	建設改良等企業債	739,782,380
建物	5,383,027,338	引当金	1,765,880,409
構築物	322,622,541	退職給付引当金	1,765,880,409
器械備品	3,602,377,770	流動負債	274,469,330
車両	5,217,388	未払金	165,669,122
建設仮勘定	314,895,775	医業未払金	165,669,122
減価償却累計額	△ 7,484,806,264	その他流動負債	18,634,450
無形固定資産	3,562,685	預り金	663,177
電話加入権	3,562,685	預り保証金	1,000,000
投資その他の資産	197,600,000	仮受消費税	16,971,273
長期貸付金	197,600,000	企業債	87,261,096
基金	89,352,500	建設改良等企業債	87,261,096
基金	89,352,500	引当金	2,904,662
流動資産	1,277,804,856	賞与引当金	1,382,791
現金預金	154,224,217	法定福利費引当金	1,521,871
現金	585,000	繰延収益	992,885,335
預金	153,639,217	長期前受金	4,540,043,412
未収金	883,908,969	長期前受金収益化累計額	△ 3,547,158,077
医業未収金	883,908,969	資本金	675,018,431
貯蔵品	18,747,047	自己資本金	675,018,431
薬品	14,131,086	剰余金	△ 212,754,121
診療材料	4,615,961	資本剰余金	1,683,779,326
前払金	142,349,689	受贈財産評価額	145,324,995
前払金	142,349,689	国庫補助金	46,876,000
その他流動資産	80,374,934	他会計補助金	571,419,568
仮払消費税	80,374,934	工事負担金	53,395,358
貸倒引当金	△ 1,800,000	寄附金	107,459,500
貸倒引当金	△ 1,800,000	補助金	2,008,000

平成28年 9月30日

(3) 平成28年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
		他会計負担金	757,295,905
		欠損金	△ 1,896,533,447
		前年度未処理欠損金	△ 1,896,533,447
		当期純利益	764,009,340
合 計	4,999,291,104	合 計	4,999,291,104

4. 平成 27 年度伊勢市病院事業決算の状況

市立伊勢総合病院は、二次救急医療を始めとする地域の中核病院として、市民の健康増進と生活の質の向上を目指し、地域医療の継続発展を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努めてまいりました。

本年度は、安全、安心で高度な医療を提供するために、移動型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置、超音波画像診断装置などの整備を行いました。また、平成 25 年 3 月に策定した「新市立伊勢総合病院建設基本計画」に基づき建設事業を進め、平成 27 年 8 月に新病院建設工事基本設計が完成し、平成 28 年度の建設工事着工を目指して、実施設計及び新病院建設地造成工事に着手いたしました。

利用状況につきましては、入院延患者数 68,554 人（1 日平均 187 人）、外来延患者数 127,568 人（1 日平均 525 人）、健診者数 13,854 人（1 日平均 48 人）となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数で 584 人、外来患者数で 4,708 人、健診者数で 346 人それぞれ増加いたしました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額 6,392,910,513 円、支出額 6,181,212,886 円の執行となり、211,697,627 円の純利益を生じ、2,108,231,074 円の繰越欠損金を差し引き、当年度未処理欠損金は 1,896,533,447 円となりました。

一方、資本的収支においては、収入額 366,438,000 円、支出額 622,462,599 円の執行となり、256,024,599 円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

今後、新病院建設に伴う企業債償還金、減価償却費の増加などにより、病院運営が厳しくなることが予測されますが、平成 30 年度の新病院開院を目指し、引き続き、医師確保に努めるとともに、医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進、健全な病院経営に取り組んでまいります。

平成28年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、施設の整備改良工事、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

また、昨年度着工しました勢田配水池更新工事、宮川水管橋上部工改修工事が完成しました。

事業運営面では、平成28年9月末現在、配水量におきましては前年同期に比し0.5%減少し、有収水量におきましても0.8%増加しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,341,180千円、事業費用1,005,489千円の執行となり、335,691千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入39,731千円、支出396,820千円となり、357,089千円の収支不足となりました。

今後につきましても、人口減少等により有収水量の減少が見込まれる状況下で、老朽管や施設の更新等により事業費が増加し事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、安心・安全な給水サービスの向上に取り組んでいきます。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H27. 9. 30	H28. 9. 30	増 減	前年比 (%)
上水道	給水戸数	55,911戸	56,150戸	239戸	100.4
	給水人口	129,075人	127,356人	△ 1,719人	98.7
簡易水道	給水戸数	58戸	56戸	△ 2戸	96.6
	給水人口	93人	87人	△ 6人	93.5

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
上水道	1,302,105	1,224,797	94.1
簡易水道	696	639	91.8

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分		H27.9.30	H28.9.30	増 減	前年比 (%)
上水道	配水量	8,298,722	8,255,821	△ 42,901	99.5
	有収水量	7,437,708	7,494,183	56,475	100.8
	有収率 (%)	89.6	90.8	1.2	—
簡易水道	配水量	5,991	6,138	147	102.5
	有収水量	4,170	3,885	△ 285	93.2
	有収率 (%)	69.6	63.3	△ 6.3	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H28.3.31	(1) 18	(1) 18	4	(2) 40
H28.9.30	18	19	5	42

* ()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成28年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成 28年 4月 1日 から 平成 28年 9月30日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	2,812,243,000	1,434,928,897	1,377,314,103	51.0
営業収益	2,540,568,000	1,305,182,788	1,235,385,212	51.4
営業外収益	269,398,000	128,696,542	140,701,458	47.8
簡易水道収益	2,277,000	1,049,567	1,227,433	46.1
水道事業費用	2,507,999,000	1,051,963,156	1,456,035,844	41.9
営業費用	2,338,241,000	992,041,383	1,346,199,617	42.4
営業外費用	153,055,000	57,988,950	95,066,050	37.9
簡易水道費用	6,703,000	1,932,823	4,770,177	28.8
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	690,483,000	39,731,167	650,751,833	5.8
企業債	286,100,000	0	286,100,000	0.0
負担金	295,683,000	39,731,167	255,951,833	13.4
出資金	108,700,000	0	108,700,000	0.0
資本的支出	2,767,821,000	396,820,098	2,371,000,902	14.3
建設改良費	2,446,430,000	237,365,625	2,209,064,375	9.7
償還金	321,391,000	159,454,473	161,936,527	49.6

(単位 円)

(2)平成28年度伊勢市水道事業損益計算書		平成 28年 4月 1日 から 平成 28年 9月30日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	1,005,489,272	水道事業収益	1,341,180,342
営業費用	941,637,931	営業収益	1,208,658,308
原水費	357,380,837	給水収益	1,205,730,987
配水及び給水費	136,910,538	受託工事収益	1,090,000
受託工事費	4,105,152	その他営業収益	1,837,321
総係費	67,330,404	営業外収益	131,523,905
減価償却費	375,911,000	受取利息及び配当金	500,000
営業外費用	61,975,762	長期前受金戻入	110,779,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	56,419,322	雑収益	4,744,905
雑支出	5,556,440	加入金	15,500,000
簡易水道費用	1,875,579	簡易水道収益	998,129
簡易水道費	1,875,579	給水収益	644,129
当期純利益	335,691,070	長期前受金戻入	354,000
合計	1,341,180,342	合計	1,341,180,342

(単位 円)

(3)平成28年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成28年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	22,131,301,120	固 定 負 債	5,386,206,114
有 形 固 定 資 産	21,906,909,086	企 業 債	5,020,130,873
土 地	1,351,912,282	建設改良等企業債	5,020,130,873
建 物	763,630,027	引 当 金	366,075,241
減価償却累計額	△ 459,064,635	退職給付引当金	323,984,241
構 築 物	31,840,146,459	特別修繕引当金	42,091,000
減価償却累計額	△ 13,040,205,628	流 動 負 債	313,000,722
機 械 及 び 装 置	3,000,298,505	企 業 債	161,936,024
減価償却累計額	△ 2,254,002,699	建設改良等企業債	161,936,024
車 両 運 搬 具	48,999,752	未 払 金	51,799,897
減価償却累計額	△ 28,793,706	貯蔵品購入未払金	1,658,396
工具、器具及び備品	55,991,636	営 業 未 払 金	50,141,501
減価償却累計額	△ 34,993,697	預 り 金	1,240,623
建設仮勘定	662,990,790	預 り 金	1,240,623
無 形 固 定 資 産	126,358,788	そ の 他 流 動 負 債	98,024,178
施 設 利 用 権	91,709,338	仮受消費税及び地方消費税	98,024,178
ソ フ ト ウ ェ ア	34,649,450	繰 延 収 益	5,182,556,704
投資その他の資産	98,033,246	長 期 前 受 金	10,387,983,873
投資有価証券	98,033,246	長 期 前 受 金	10,387,983,873
流 動 資 産	3,199,306,080	長期前受金収益化累計額	△ 5,205,427,169
現 金 預 金	2,683,460,458	長期前受金収益化累計額	△ 5,205,427,169
現 金	60,000	資 本 金	13,170,901,071
預 金	2,683,400,458	自 己 資 本 金	13,170,901,071
未 収 金	216,615,502	固 有 資 本 金	33,622,511
営 業 未 収 金	207,486,494	繰 入 資 本 金	1,366,070,100
営 業 外 未 収 金	910,190	組 入 資 本 金	11,771,208,460
そ の 他 未 収 金	8,218,818	剰 余 金	942,251,519
未収金貸倒引当金	△ 69,975,547	資 本 剰 余 金	23,129,245
未収金貸倒引当金	△ 69,975,547	受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
貯 蔵 品	31,402,705	利 益 剰 余 金	919,122,274
原 材 料	31,402,705	当年度未処分利益剰余金	919,122,274
前 払 金	272,177,892	当 期 純 利 益	335,691,070
工 事 前 払 金	248,689,000		
前払消費税及び地方消費税	6,405,000		
そ の 他 前 払 金	17,083,892		
そ の 他 流 動 資 産	65,625,070		
仮払消費税及び地方消費税	65,625,070		
合 計	25,330,607,200	合 計	25,330,607,200

5 平成27年度決算の状況

本年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施し、管路等の耐震化を行いました。

イ 業務量について

給水戸数は56,089戸で前年度より361戸増加し、有収率は90.0%で前年度に比し1.6ポイントの増加となりました。また、年間配水量は16,447,826m³で前年度に比し3.1%の減少となり、有収水量は14,810,797m³で前年度に比し1.2%の減少となりました。

ロ 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額2,713,020,953円、支出額2,224,138,305円の執行となり、488,882,648円の純利益を生じ、積立金の目的使用により発生した430,239,626円の利益剰余金を含め、当年度未処分利益剰余金919,122,274円となりました。

また、収益的収支の支出において68,242,000円を翌年度に繰り越しました。

一方、資本的収支においては、収入額394,290,727円、支出額1,760,136,054円の執行となり、1,365,845,327円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において171,900,000円、支出において582,689,000円を翌年度に繰り越しました。

ハ 建設改良事業及び整備状況について

主要施設の耐震化を図るため、勢田配水池更新工事に着工しました。施設の維持管理においては、当市水道の大動脈である宮川水管橋上部工改修工事に着工し、長寿命化を図るとともに、伊勢志摩サミットの安全対策として、主要水源地に防犯設備等を施工しました。

平成28年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連公共下水道の第4期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等を行い、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。流域関連公共下水道については、平成28年9月末で1,503.1haの地域において供用が開始されており、伊勢市全体の下水道普及率は、50.2%となっています。

雨水対策事業としては、吹上ポンプ場の機械電気設備、明神ポンプ場機械設備の更新工事、下水道再構築基本設計を委託しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額1,748,626千円、事業費用1,401,250千円の執行となり、347,376千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入174,681千円、支出1,087,551千円となり、912,870千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備を実施するとともに、更に経費の節減と合理化を推進しながら、お客様サービスの向上に取り組んでいきます。

2 下水道普及率

(平成28年9月30日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	129,058	64,739	50.2%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H28.3.31	28	5	6	39
H28.9.30	28	5	5	38

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成28年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 28 年 9 月 30 日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	4,123,169,000	1,786,896,916	2,336,272,084	43.3
営業収益	1,300,533,000	630,792,059	669,740,941	48.5
営業外収益	2,373,308,000	1,155,024,297	1,218,283,703	48.7
特別利益	449,328,000	1,080,560	448,247,440	0.2
下水道事業費用	3,944,096,000	1,417,176,459	2,526,919,541	35.9
営業費用	2,670,188,000	1,127,756,486	1,542,431,514	42.2
営業外費用	599,187,000	289,419,973	309,767,027	48.3
特別損失	664,721,000	0	664,721,000	0.0
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	4,683,954,000	174,680,600	4,509,273,400	3.7
企業債	2,901,700,000	0	2,901,700,000	0.0
負担金	280,871,000	174,680,600	106,190,400	62.2
国庫補助金	1,501,383,000	0	1,501,383,000	0.0
資本的支出	6,317,241,000	1,087,551,279	5,229,689,721	17.2
建設改良費	5,104,295,000	485,870,420	4,618,424,580	9.5
企業債償還金	1,209,596,000	601,680,859	607,915,141	49.7
受益者負担金返還金	550,000	0	550,000	0.0
諸支出金	2,800,000	0	2,800,000	0.0

(単位 円)

(2)平成28年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成 28年 4 月 1 日 から 平成 28年 9 月 30 日 まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	1,401,250,481	下水道事業収益	1,748,626,313
営業費用	1,111,916,004	営業収益	592,533,312
汚水管渠費	16,626,621	下水道使用料	478,391,722
雨水管渠費	1,892,307	他会計負担金	114,000,000
流域下水道 維持管理負担金	149,689,816	その他営業収益	141,590
ポンプ場費	4,123,559	営業外収益	1,155,012,441
処理場費	20,981,565	他会計負担金	410,000,000
普及促進費	18,313,292	他会計補助金	306,000,000
業務費	36,360,965	長期前受金戻入	438,615,034
総係費	23,669,089	雑収益	397,407
汚水減価償却費	615,134,050	特別利益	1,080,560
雨水減価償却費	225,124,740	雨水固定資産売却益	1,080,560
営業外費用	289,334,477		
支払利息及び 企業債取扱諸費	288,268,863		
雑支出	1,065,614		
当期純利益	347,375,832		
合計	1,748,626,313	合計	1,748,626,313

(単位 円)

(3)平成28年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成28年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	63,286,359,960	固 定 負 債	30,137,364,446
汚 水 有 形 固 定 資 産	44,164,401,250	企 業 債	30,011,974,706
土 地	361,304,461	建 設 改 良 等 企 業 債	30,011,974,706
立 木	3,119,863	引 当 金	125,389,740
建 物	1,148,687,505	退 職 給 付 引 当 金	125,389,740
減 価 償 却 累 計 額	△ 459,035,282	流 動 負 債	647,222,196
構 築 物	48,965,830,348	企 業 債	607,914,259
減 価 償 却 累 計 額	△ 8,173,298,118	建 設 改 良 等 企 業 債	607,914,259
機 械 及 び 装 置	3,448,313,050	預 り 金	1,037,334
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,242,676,461	預 り 金	1,037,334
車 両 運 搬 具	6,373,441	そ の 他 流 動 資 産	38,270,603
減 価 償 却 累 計 額	△ 4,255,624	仮受消費税及び地方消費税	38,270,603
工 具、器 具 及 び 備 品	28,823,862	繰 延 収 益	26,742,012,666
減 価 償 却 累 計 額	△ 22,223,593	長 期 前 受 金	35,042,230,187
建 設 仮 勘 定	1,103,437,798	長 期 前 受 金	35,042,230,187
雨 水 有 形 固 定 資 産	11,459,389,796	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 8,300,217,521
土 地	1,026,091,801	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 8,300,217,521
建 物	2,707,985,717	資 本 金	6,734,914,985
減 価 償 却 累 計 額	△ 542,931,385	自 己 資 本 金	6,734,914,985
構 築 物	6,462,685,570	固 有 資 本 金	5,302,967,247
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,167,505,654	組 入 資 本 金	1,431,947,738
機 械 及 び 装 置	4,555,887,444	剰 余 金	897,033,398
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,796,319,060	資 本 剰 余 金	765,922,908
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	受 贈 財 産 評 価 額	137,659,520
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,128,441	他 会 計 負 担 金	282,198,153
建 設 仮 勘 定	211,851,955	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
汚 水 無 形 固 定 資 産	7,662,568,914	補 助 金	216,649,080
流 域 下 水 道 施 設 利 用 権	7,640,850,123	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
電 話 加 入 権	75,000	利 益 剰 余 金	131,110,490
ソ フ ト ウ ェ ア	21,643,791	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	131,110,490
流 動 資 産	2,219,563,563	当 期 純 利 益	347,375,832
現 金 預 金	1,316,034,524		
現 金	100,000		
預 金	1,315,934,524		
未 収 金	260,905,895		
営 業 未 収 金	202,652,769		
営 業 外 未 収 金	836,683		
そ の 他 未 収 金	57,416,443		

未収金貸倒引当金	△ 14,259,526		
未収金貸倒引当金	△ 14,259,526		
前払金	611,430,080		
工事前払金	607,422,000		
その他前払金	4,008,080		
その他流動資産	45,452,590		
仮払消費税及び地方消費税	45,452,590		
合計	65,505,923,523	合計	65,505,923,523

5 平成27年度決算の状況

本年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成22年度から着手した流域関連公共下水道事業の第3期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行うとともに、平成32年度までの第4期事業の工事に着手しました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道事業では公共汚水ますの設置工事等を行いました。

雨水対策事業としては、ポンプ場の建設を行うとともに、ポンプ等の長寿命化を図るため機械・電気設備の更新工事を行いました。

維持管理業務においては、汚水処理場や雨水ポンプ場の適正管理を行うとともに、供用区域の水洗化に向けた地元説明会の開催や戸別訪問等による普及啓発に努めました。

イ 普及状況について

平成27年度末における処理区域面積は1,649.8ha、処理区域内人口は64,493人で平成26年度末に比べそれぞれ、68.9ha、2,425人増加し、普及率は49.9%になりました。一方、水洗化人口は50,441人で平成26年度末に比して2,258人増加し、水洗化率は78.2%となりました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成27年度における業務量は、有収水量5,980,054^m、処理水量5,901,635^mとなり、平成26年度末に比べそれぞれ、196,920^m、427,952^m増加しました。

本年度の収益的収支は、消費税を除き収入額3,371,083,352円、支出額3,239,972,862円の執行となり、131,110,490円の純利益を生じました。

一方、資本的収支においては、収入額2,780,355,724円、支出額3,861,266,416円の執行となり、建設改良費繰越財源22,368,340円を除くと、1,103,279,032円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収入において1,514,067,000円、資本的支出において1,730,996,000円を翌年度に繰り越しました。

ハ 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備を進めました。

汚水整備事業としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を10,946m、マンホールポンプを6箇所整備・更新しました。汚水管渠布設延長は、合計で396,491mとなりました。

雨水整備事業としては、溝口第1ポンプ場を建設し、また、ポンプ等の長寿命化を図るため吹上ポンプ場の機械・電気設備の更新工事を実施しました。

伊勢市告示第 126 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年11月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

13 神社・大湊小学校

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 28 年 11 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 28 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 28 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する
大世古 3 丁目、大世古 4 丁目、曾祢 2 丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 35 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 11 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
402	乾設備	松阪市大黒田町 1461 番地 レジデンス善 108	平成 28 年 11 月 22 日

伊勢市上下水道事業告示第 36 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 28 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
355	株式会社W a t e r P r o 水坊主	津市垂水 2010 番地 44	平成 28 年 11 月 16 日
356	乾設備	松阪市大黒田町 1461 番地 レジデ ンス善 108	平成 28 年 11 月 16 日
357	株式会社 川木組	鳥羽市鳥羽 2 丁目 15 番 15 号	平成 28 年 11 月 16 日

伊勢市公告第 101 号

伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）を公表します。

なお、伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 28 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局企画調整課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 教育委員会事務局教育総務課
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 28 年 12 月 1 日 (木)

至 平成 29 年 1 月 6 日 (金)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱(案)」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画調整課

に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成29年1月6日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5510

伊勢市公告第 102 号

不動産等の最高価申込者決定の公告

平成 28 年伊勢市公告第 88 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

売却区分番号	S 28-1
公売財産の名称、 数量、性質、所在等	(土地の表示) 1 所在 伊勢市常磐 2 丁目 地番 1347 番 1 地目 宅地 地積 49.39 m ² (建物の表示) 2 所在 伊勢市常磐 2 丁目 1347 番地 1 家屋番号 1347 番 1 種類 倉庫 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積 19.02 m ²
最高価申込価額	1,320,000 円
最高価申込者の氏名 又は名称	有限会社キクフーズ 代表取締役 菊川佐敏
最高価申込者の 決定年月日	平成 28 年 11 月 22 日（火）
売却決定の日時	平成 28 年 11 月 29 日（火）午前 10 時 00 分
売却決定の場所	伊勢市役所総務部収納推進課

伊勢市公告第 103 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	宇治館町	雑種	白	雌	中	91 日 以上	
2	宇治館町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 28 年 11 月 24 日

3 抑留期限 平成 28 年 12 月 1 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 104 号

東豊浜町（土路地区）及び檜原町の地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成28年11月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

東豊浜町（土路地区）及び檜原町の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

平成28年11月29日から平成28年12月19日まで

（ただし、平成28年12月 3 日、平成28年12月 4 日、平成28年12月17日及び平成28年12月18日を除く。）

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 4 時まで

4 閲覧場所

旧伊勢市消防本部（神田久志本町1436番地 1）

（ただし、平成28年12月10日は東豊浜町土路区町民会館、平成28年12月11日は檜原町民会館）

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を

持参してください。

- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第 105 号

伊勢市交通バリアフリー基本構想を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市交通バリアフリー基本構想（案）を公表します。

なお、伊勢市交通バリアフリー基本構想（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 28 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市交通バリアフリー基本構想（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター
- (19) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 28 年 12 月 1 日 (木)

至 平成 29 年 1 月 6 日 (金)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市交通バリアフリー基本構想(案)」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 29 年 1 月 6 日 (金) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市教育委員会公告第1号

第2期伊勢市教育振興基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり第2期伊勢市教育振興基本計画（案）を公表します。

なお、第2期伊勢市教育振興基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

平成28年11月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 公表する計画案

第2期伊勢市教育振興基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市教育委員会教育総務課
- (2) 総務部総務課
- (3) 情報戦略局企画調整課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 28 年 12 月 1 日（木）

至 平成 29 年 1 月 6 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有する者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 2 期伊勢市教育振興基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局教育総務

課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局教育総務課 小俣総合支所 2階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540 番地

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-soumu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 29 年 1 月 6 日 (金) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局教育総務課 電話 0596-22-7875

伊勢市教育委員会公告第2号

第2期伊勢市スポーツ推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）を公表します。

なお、第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

平成28年11月24日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 公表する計画案

第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市教育委員会スポーツ課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) いせ市民活動センター
- (19) 伊勢市市営庭球場
- (20) 伊勢市小俣総合体育館
- (21) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター

3 縦覧期間

自 平成 28 年 12 月 1 日 (木)

至 平成 29 年 1 月 6 日 (金)

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有する者
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第2期スポーツ推進計画(案)」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局スポーツ課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局スポーツ課 小俣総合支所2階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町540番地

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-sports@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成29年1月6日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局スポーツ課 電話 0596-22-7895